

第1回有識者会議における主な論点

令和6年7月9日

国土交通省 都市局

基本方針に盛り込むべき内容(案)

「一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標」について

1 緑地の保全及び緑化の推進の意義 について

- ・「気候変動対策」、「生物多様性確保」、「Well-beingの向上」、「レジリエンス」、「美しい景観の形成、潤いと安らぎのある生活への寄与」、「ESG投資の拡大、TCFD、TNFDの浸透への対応」等

2 緑地の保全及び緑化の推進の目標 について

- ・「都市における緑地の減少の食い止める」とともに、「グリーンインフラの実装等により質・量ともに緑地を保全・回復させ」、「自然の豊かさ、緑の豊かさを実感できる都市を我が国全体で実現」していくこと
- ・「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市を目指す」こと
- ・上記の実現のため、定量的な目標として、個々の市町村ではなく、国全体で「都市の緑地を保全・回復」、そのうちの市街地について「緑地面積が少なくとも3割以上」を目指すこと
- ・さらに、都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、「ネイチャーポジティブ、生物多様性」、「気候変動対策」、「Well-being」の目標を位置づけること

(1)人が自然と共生するネイチャーポジティブを実現した都市	<ul style="list-style-type: none"> ・保護地域である特別緑地保全地区等の指定の推進や、民間事業者による優良な緑地確保の取組の促進などにより緑地の確保の取組を促進 ・地域の貴重な緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進
(2)環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市緑化等の推進」による吸収源対策の目標の達成に向けた都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定面積の増加、適正な管理の推進及び民間事業者による優良な緑地確保の取組の促進などを推進
(3)Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における緑地の量の確保を引き続き推進するとともに、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等の機能を発揮するため、緑地の管理等の活動に参加する市民や団体をより一層増加させることや、人のネットワークを形成するための仕組みづくり、主体的に活動に関わる人材の育成など、地域の人々の楽しみや喜びを与える場としての緑地の活用を推進

基本方針に盛り込むべき内容(案)

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項 (法第3条の2第2項第2号)

1 各主体の役割 について

国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の保全及び緑化の推進に係る 意義・目標の提示、各種施策の実施、制度の充実、普及啓発 ・ 都市緑地による取組の進捗状況のフォローアップ
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域計画を策定し、広域計画に基づき、住民と互いの協力の下で、特別緑地保全地区や緑地保全地域の活用による 広域的な緑地の保全、都道府県営都市公園の整備を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画を策定し、基本計画に基づき、住民との互いの協力の下で、特別緑地保全地区や緑化地域制度、市民緑地契約制度や市民緑地認定制度等を活用した 総合的な取組を実施
教育・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知見やデータのさらなる充実・情報提供等や、人材育成、都市緑化技術の開発の推進 ・ 各主体の情報の橋渡しや、自らの専門的能力を活かした提言を行うことなどが期待
民間企業、事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間都市開発や工場敷地等における 良質な緑地の創出 ・ 造園関連事業者においては、専門的な技術を活かした質の高い緑地の創出及び管理を行うこと ・ 専門的な技術力の向上と各種資格制度の普及を一層進めること ・ 緑地の効果や専門的な技術を分かりやすく伝達し、開発事業者等による自主的・積極的な良質な緑地の確保を促すこと ・ 金融機関や投資家等による環境面への配慮を考慮した投融資
都市緑化支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の要請に基づく、特別緑地保全地区内の緑地の買入れ、機能維持増進事業の実施 ・ 緑地の確保についての必要な助言、指導、調査、研究等
都市の住民、NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう、緑地保全や緑化活動への参加を通じて、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力することを期待 ・ NPO等の民間団体においては、緑地の保全や緑化に関する草の根の活動や交流など、きめ細かな活動を自律的、組織的に行うことを期待。また、中間支援組織においては、コーディネートする取組等により、地域の価値の向上、Well-beingの向上に貢献することを期待。

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項 (法第3条の2第2項第2号)

2 緑地の質の向上、健全な樹林管理のための予算、体制等の充実の必要性 について

- ・緑地が有する多様な機能を発揮する上で、人間が適正な保全・管理を行うことが重要であること
- ・都市公園や街路樹等の公的空間の樹木の老齢化等が進み、重大な事故等の発生リスクが懸念されること
- ・除草や病害虫防除等の維持管理を適切に行うとともに、緑地の機能を維持・増進するための樹林更新、安全確保やWell-beingの向上のための樹木の剪定・伐採・更新を計画的に行うことで、都市の緑地の質を維持・向上させること
- ・より質を重視した管理を行うための地方公共団体における予算、体制等の充実が必要であること
- ・緑地の管理の意義等をより一層啓発することで国民の緑地に対する意識・認識を深め、予算面、技術面、人員面等の支援、質の高い緑地管理への資金の好循環を生み出す方策等について幅広く検討すること 等

3 緑地の広域的・有機的なネットワーク形成の重要性 について

- ・気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上といった課題の解決に向け緑地として機能を発揮するのは、ネットワークとして緑地がつながることにより一層その効果を高めることができること
- ・緑地が点として保全・整備されるのではなく、緑地の量の確保、質の維持・向上に加え、それらを点から線、面へとつなげるため、広域的な緑地のネットワーク形成を図ることが重要であること

三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（法第3条の2第2項第3号）

1 施策の基本的な方向性 について

- ・ 国は、財政制約や人員不足等から取組を十分進めることができない地方公共団体の予算面、人員面での支援、民間企業等の自主的な緑化の取組を促進する環境整備など、多様な主体による総合的な緑地の保全、緑化の取組を支援する

2 具体的な施策 について

(1)行政による 持続性の担保 された公的な 緑地の確保	①広域計画、基本計画の策定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本方針に基づく、「広域計画」、「基本計画」の策定の推進 ・ 生物多様性の確保やグリーンインフラ等の観点を反映することができるよう、関連するガイドライン等の作成と充実による普及啓発
	②特別緑地保全地区等の指定・拡大や 適正な管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑化支援機構の指定、地方公共団体による緑地の機能維持増進事業への財政支援や都市計画税の充当措置などの活用促進による特別緑地保全地区等の質・量の確保
	③公的空間における緑地の確保・緑化 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の整備等、公的空間における緑地の整備について、引き続き推進 ・ 既存の公的空間のストックの活用による緑化を推進 ・ 特に、国営公園は、計画的な整備、適切な維持管理を引き続き推進
	④簡易かつ都市の実情にあった緑被率 の算定方法等の整理、公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易かつ都市の実情にあった緑被率の算定が全国的に可能となるよう、算定方法や緑被率データ等を整理し、公開する ・ CO₂の吸収量や生物多様性等の把握についても、精度の高い把握手法の開発を進める
(2)民間による 緑地の保全・ 創出の促進	①良質な緑地への民間投資を促進する 環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業による良質な緑地確保の取組を国が客観的に評価し、国土交通大臣が認定する制度を運用することで、民有地のより一層の質の高い緑化を推進すること ・ 既存の認証制度と適切に役割分担することで、制度の運用効果を高めていく
	②民有地における更なる緑地の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定空間を含む民有地の緑化も重要であることから、市民緑地認定制度、緑化地域制度の活用等を進めることにより、民間による緑地の創出を推進する ・ 生産緑地制度の活用等を通じ、都市農地を保全し、有効活用することを推進
(3)普及啓発、 環境教育の推 進	①全国都市緑化フェア、2027年国際 園芸博覧会等の行事開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種緑化イベントのほか、『全国「みどりの愛護」のつどい』等の国が主催者に加わる行事について、地方公共団体と協力して、国民の緑地に対する意識の高揚、普及啓発を図る。 ・ 2027年に横浜で開催される国際園芸博覧会において、民間資金を活用しつつグリーンインフラを実装した持続可能なまちづくりのモデル等を国内外に発信。
	②環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域固有の自然環境を保全している都市公園等での環境学習プログラムの実施や、市民との協働による樹林管理等を通じた環境学習等を推進